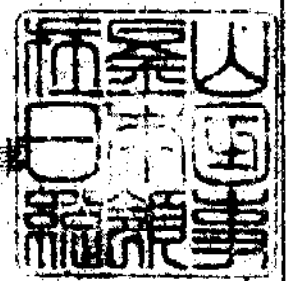


外務省 領事課

(封) 第 711 号
昭和 40 年 8 月 14 日

外務大臣 殿

在 任 領 事 田 村 總 領 事

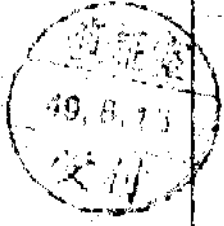


(姓名)

韓国原爆被害者援護協会釜山支部よりの陳情について

引用公・電信
日付・番号

貴電領査合字 6679 号



去 年 6 日、韓国原爆被害者援護協会釜山
支部の代表 朴且点他 3 名が ~~館~~ 来 館 し、
現在釜山支部に登録されてゐる被災者
は約 300 名であるがその大半は、当時廣島の

在任領事 田村 總領事
在任領事 田村 總領事
在任領事 田村 總領事

CA 11

在外公館

居住者で、その多くは日本での専門医に
よる診察を熱望してゐるので、在日
親族または日本人篤志家を身元保証人
として入国申請する場合は、でき得る
限り好意的に配慮を陳情越した。
また同支部としては渡日希望患者に
対しては、日本においては、短期間内で
診察及び治療指導を受ける~~ことと~~
実際の治療は、でき得る限り帰国後
行なうよう指導してゐる旨述べていた。
なお、当方からはその後冒頭貴電御来示
の趣旨で支部に対し説明も行はつて
おいたのを念のため申し添える。